

横浜市立図書館の 施設向け貸出

2タイプ使えます!

つどいの場を 本でもっとにぎやかに

いろいろな施設で
ご活用いただいています



地域子育て支援施設



保育所・幼稚園



地域の福祉施設

ほか

図書コーナーや読み聞かせに、図書館の本を施設で活用!

団体貸出

500冊まで、1年間貸出
団体専用の本棚から本を選ぶ
施設から利用者に貸出OK

グループ貸出

30冊まで、30日間貸出
選ぶ本は個人貸出と共通
当日来館、その場で貸出OK



横浜市立図書館の施設向け貸出サービス

団体貸出

グループ貸出

利用資格

- ①横浜市に図書設置場所がある
- ②団体や地域で図書を活用している
- ③読書活動の振興を目的とする
- ①～③の条件を満たす団体

横浜市内で読書に関する活動をしている、会員5人以上のグループ
*代表者が市内在住・在勤・在学のいずれかに該当する必要があります

利用できる図書館

横浜市立図書館 6館
*中央・保土ヶ谷・金沢・港北・山内・戸塚図書館で実施

横浜市立図書館18館（全館）



横浜市立図書館一覧

貸出冊数 貸出期間 ほか

- ・最大500冊、1年間まで
- ・施設から利用者へ貸出ができます
- ・貸出や返却に来館する際は、あらかじめお知らせください

- ・最大30冊、30日間まで
- ・グループ内での利用に限ります
- ・予約の多い図書、在庫が少ない図書は貸出できないことがあります

登録手続き

利用を希望する市立図書館に、代表者が手続きをしてください
*代表者は図書館からの問合せにご対応いただける方で、施設長かは問いません

登録に必要な書類

- ①団体貸出利用申請書
- ②団体の規約、ちらし・パンフレット等、団体や地域で図書を活用し、読書活動の振興を目的とする団体であることが確認できる書類
- ③代表者または施設の住所が確認できる書類
- *窓口の他、電子申請でも手続きできます

- ①グループ貸出登録申請書
- ②会員名簿
- ③代表者または施設の住所が確認できる書類

施設の住所で登録する場合の確認書類

- ・施設の所在地が確認できる書類
- ・代表者がその施設に属していることを示す社員証など

読書団体へのサービスのご案内

申請書や名簿等の様式はこちらからダウンロードできます。



代表者以外の方が代理で手続きを行う場合に追加に必要な書類

- ・代表者が自署署名した委任状
- ・代理人のお名前と住所が確認できる書類

その他

- ・毎年、4月から5月に登録更新の手續及び活動状況のご報告をしていただきます。
- ・図書を汚損または破損した場合は、原則同じ図書で賠償していただきます。
- ・「団体貸出」と「グループ貸出」を併用できる場合があります。
- ・詳しくはご利用を希望される市立図書館までお問合せください。